

## 青森県看護協会の東日本大震災対応について

(平成23年7月7日現在)

### 青森県に義援金を持参いたしました

平成23年7月1日(金)に青森県看護協会役員(会長、常務理事4名)が東日本大震災義援金を青森県に持参しました。

当日は、知事室で青森県看護協会会長齋藤文子より三村知事へ直接手渡されました。(義援金額:2,119,067円)



目録を手にする三村知事と青森県看護協会役員

三村知事からは「あたたかいお心本当にありがとうございました。青森の被災地の復旧・復興のために使わせていただきます。」とのお礼のお言葉をいただきました。

また、この他齋藤会長が「青森県看護協会における災害支援の実際」について課題や今後の取り組み等を説明しました。

(平成23年6月24日現在)

### 義援金の配分について

東日本大震災の義援金配分について決まりましたので、お知らせいたします。

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| 県内の被災者へ                            | 2,119,067円 |
| 被災県である岩手県・宮城県・<br>福島県看護協会へ50万円ずつ配布 | 1,500,000円 |

**合計 3,619,067円**

県内の被災者への義援金は7月1日(金)に青森県看護協会役員が直接青森県へ持参いたします。

(平成23年6月1日現在)

### **義援金報告とお礼**

平成23年3月22日より受付しておりました義援金ですが、5月31日をもって受付を終了いたしました。

皆様の温かいお心づかいにより多くの義援金が寄せられました。  
誠にありがとうございました。

**合計 3,619,067円**

配分につきましては、十分に検討した上で皆様に後日報告いたします。

(平成23年4月28日現在)

### **災害支援ナースがラジオに出演します**

東日本大震災の被災地に青森県看護協会災害支援ナースとして派遣された看護師2名と齋藤文子看護協会長が出演し、現地での活動状況や看護協会のあり方等について生放送で語ります。

放送日時：平成23年5月10日（火） 14:00～15:00

放送局：RABラジオ

「あおもりTODAY 火曜 なんだかんだ」

(平成23年4月7日現在)

### **災害支援ナースが岩手県へ出発しました**

平成23年4月5日（火）、第1グループの災害支援ナース4人が岩手県へ出発しました。

青森市中央の県民福祉プラザで出発式が行われ、青森県看護協会齋藤文子会長が「被災した人たちのために十分に力を発揮して下さい」と激励しまし

た。

青森県看護協会は今後も引き続き、災害支援ナースを派遣する予定です。



出発式の様子



実際に現地入りし、撮影された  
岩手県山田町の様子

(平成23年4月5日現在)

### **震災の名称について**

平成23年4月1日、政府は今回の震災の名称を「東日本大震災」とすることで閣議了解しました。これを受け、日本看護協会でも「東日本大震災」で統一するという連絡がありましたので、当協会でも名称を「東北関東大震災」から「東日本大震災」にすることにしましたので、お知らせします。

(平成23年4月1日現在)

## **青森県看護協会災害支援ナース派遣について**

### **青森県看護協会における災害支援の目的**

青森県内外での災害発生時に、本県および被災都道府県の地域住民の生命や健康生活への被害を少なくするため、日本看護協会や他都道府県看護協会等と連携・協力し災害支援を行う。

### **青森県看護協会災害支援ナースの条件**

- ① 青森県看護協会の会員であること

- ② 臨床経験が5年以上あり、所定の災害看護研修を受講していること
- ③ 雇用されている立場の人は、所属長の承諾を得ていること
- ④ ①から③の条件を満たし、青森県看護協会災害支援ナースとして登録していること

### **平成23年3月31日現在の登録ナース**

県内23病院に勤務している44名

### **現在の災害支援ナース派遣予定**

- ① 人数：1グループ3～5人編成で4グループ、計16人
- ② 期間：平成23年4月5日から平成23年4月27日まで  
1グループ3泊4日
- ③ 場所：岩手県と宮城県を対象とし、具体的な派遣先は日本看護協会  
調整
- ④ 今回の災害支援は、長期に亘ると思われることから、この後も必要に応じて対応する

### **東北関東大震災に対する青森県看護協会災害支援ナース出発式**

- ① 期日：平成23年4月5日（火）9時10分
- ② 場所：県民福祉プラザ正面玄関（青森市中央3-20-30）
- ③ 派遣ナース4名
- ④ 派遣先：岩手県立山田病院と近隣の避難所等

（平成23年3月22日現在）

この度の未曾有の震災で被災された皆様に、心から御見舞いを申し上げます。

### **青森県看護協会災害支援本部の設置について**

平成23年3月11日（金）に発生した東北関東大震災を受けて、青森県看護協会では災害支援本部を設置しました。

青森県は、被災県であることから県内支援を優先することとし、青森県健康福祉部健康福祉政策課・医療薬務課、日本看護協会、都道府県看護協会等と連絡を取り合いながら情報収集に努めると共に、会員の声を届ける等、さまざまな支援対策を行っているところです。

### **災害支援ナースの派遣について**

平成23年3月22日現在、青森県看護協会災害支援ナース登録者は42名です。

青森県健康福祉部担当者と県内支援について情報交換をしてきましたが、3月22日午前に当面の県内支援の要請はないということが判りました。

そこで、今後は日本看護協会と連携し、岩手県・宮城県を対象とする県外支援に向けて検討することにいたしました。

今後、支援内容が決まり次第、災害支援ナースや所属長・看護管理者の皆様をお願いをしてまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### **災害支援ナース登録のお願い**

災害看護研修を受講修了されている方は、是非災害支援ナースに登録してくださるようお願いいたします。

災害支援ナース募集要項は各施設の看護部門の長あてに送付しています。

災害支援ナースの条件は、

- ①青森県看護協会会員で、臨床経験が5年以上
- ②災害看護研修（基礎編・実務編）を修了していること 等です。

募集要項の詳細については下記をご覧ください。

### **義援金の受け付けについて**

県内被災者及び岩手県・宮城県・福島県の看護協会に対する義援金を受け付けます。会員の皆様の暖かいご協力をお願いいたします。

なお、配分については運営本部にご一任願います。

(1) 納入方法

#### **①銀行振込み**

**振込口座：みちのく銀行 桜川支店**

**口 座：普通預金 4200292**

しゃだんほうじんあおもりけんかngoきょうかい かいちょう さいとうふみこ  
**口座名義：社団法人青森県看護協会 会長 齋藤文子**

(※ 同封の振込み用紙をお使い下さい。なお、振込金受領証を領収書にかえさせていただきます。)

**②現金書留送付先**

**社団法人青森県看護協会 総務課**

**〒030-0822 青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ3階**

**TEL : (017) 723-2857**

(2) 受付締切日

平成23年4月28日(木)まで

# 社団法人青森県看護協会 災害支援ナース募集要項

## 1. 災害支援の目的

青森県内外での災害発生時に、本県及び被災道府県の地域住民の生命や健康生活への被害を少なくするため、日本看護協会や他都道府県看護協会等と連携・協力し災害支援を行う。

## 2. 災害支援ナースとは

都道府県看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職をいう

## 3. 災害支援ナースの役割

被災者が健康レベルを維持できるように、適切な医療・看護を提供する。また、被災した看護職の心身の負担を軽減するよう努める

## 4. 災害支援ナースの条件

- (1) 青森県看護協会会員であり、災害支援ナースとして登録していること
- (2) 臨床経験5年以上
- (3) 現職または離職後3年以内
- (4) 災害看護研修（※1）に参加していること
- (5) 施設長（所属長）の承諾があること。但し、施設に所属していない看護職の参加を妨げるものではない。

※1 = 青森県看護協会（基礎編、実務編）及び日本看護協会での災害看護研修

## 5. 派遣時期と派遣期間

- (1) 派遣時期：災害発生後3日以降から1ヶ月間を目安とする
- (2) 派遣期間：1人の活動期間は原則として、移動時間を含め3泊4日とする

## 6. 災害支援活動場所

原則として被災した医療機関・社会福祉施設・福祉避難所を優先する。  
但し、他組織からの支援がない場合に限り避難所他にも含める。

## 7. 身分保障

- (1) 災害支援ナースの身分保障は、所属施設から業務として派遣される場合（労災適用が可能なケース）を除き、青森県看護協会が行う。
- (2) 身分保障における青森県看護協会の役割は、災害支援ナースの出発地から被災地間の往復を含めた行程中の事故補償（看護行為中の自損事故を含む）として保険に加入する。

< 青森県看護協会の場合 >

- ①青森県看護協会では傷害保険に一括加入している
- ②活動に関わる交通・宿泊費は、青森県看護協会の旅費規程に準ずる。

8. 災害支援ナースの登録

- (1) 災害支援ナース登録届・承諾書（所属長の承諾）に必要事項を記入し、顔写真（3×2 cm）を添付して、青森県看護協会長に提出する。更に、登録者の携帯電話のメールアドレスを青森県看護協会に送信する。  
E-mail : ao.nurse@ceres.ocn.ne.jp
- (2) 施設に所属していない看護職は、災害支援ナース登録届・承諾書の登録書にのみ必要事項を記入し、顔写真（3×2 cm）を添付して、青森県看護協会長に提出する。更に登録者の携帯電話のメールアドレスを青森県看護協会に送信する（E-mail : 上記参照）
- (3) 青森県看護協会長が登録を認めた場合、災害支援ナース登録証を発行する。
- (4) 登録期間は2年間とし、年1回開催する災害支援ナース合同会議に出席する。
- (5) 災害支援ナース登録の変更・中止の場合は、災害支援ナース登録(変更・中止)申請書に記入し、青森県看護協会長に提出する。